

## (仮称)杉並区パートナーシップ制度(骨子案)区民等意見に対する区の考え方について

「区の考え方」 該当番号	区の考え方	骨子案の 修正有無
<b>制度の導入について</b>		
1	<p>区では、東京都のパートナーシップ宣誓制度にかかわらず、住民に最も身近な基礎自治体として自律的にパートナーシップ制度を導入することに大きな意義があると考えています。こうした認識の下で作成したパートナーシップ制度の骨子案については、区民等の意見提出手続とその期間中に2回にわたり行った区民説明会等を通して様々な意見をいただきました。その多くは肯定的な内容でしたが、骨子案に反対又は一部修正すべきとの内容も含まれていたところでした。こうした状況等を踏まえ、根拠規定となる条例等（本年第1回区議会定例会に提案予定）について、区議会でもより多くの賛同を得て本年4月の制度の導入を図るべきとの考えから、導入時点においては、制度の対象を双方又は一方が性的マイノリティのカップルとし、それ以外の事実婚カップルは対象外とします。その上で、引き続き多様な意見等を把握しつつ、段階的かつ適切な制度の見直し・改善に向けて検討していくこととします。こうした取組を不断に進め、区民と共に制度を育てていく考えです。</p> <p>このほか、国による法制化等に関する意見は、今後の参考といたします。</p>	有
<b>子ども・ファミリーシップ制度について</b>		
2	<p>制度導入時点では、骨子案のとおり、未成年の子どもに関する困りごとの軽減を図る観点から、希望に応じて受理証に「子の氏名及び生年月日」を記載できるものとします。</p> <p>なお、ファミリーシップ制度への対応については、今後の検討課題の一つと考えています。</p>	無
<b>適用サービスについて</b>		
3	<p>制度導入後は、広域自治体である東京都と連携して、医療機関や不動産事業者などに働きかけることで、受理証により適用可能な民間サービスの拡大を図ります。また、区としても、制度導入に合わせて区営住宅等の入居を可能とするなど、行政サービスの適用拡大に取り組むとともに、東京都の宣誓制度との連携を含め、適用可能なサービスに関する広報・周知に努めていく考えです。</p> <p>このほか、制度が法的拘束力を有しないこと等に関する意見は、参考意見として受け止めます。</p>	無
<b>区民・事業者への周知について</b>		
4	<p>性の多様性に関する区民・事業者の理解を深めるため、区の広報やホームページ等の既存の媒体に加え、新たに「(仮称)レインボーガイドブック」を令和5年度中に作成・配布し、より充実した広報啓発活動を実施していく考えです。これらの取組を通して、パートナーシップ制度の利用者が可能な限り配偶者と同様に、様々な民間サービスを活用することができる環境を整えていきます。</p>	無
<b>複数人での制度利用・海外の同性婚者への対応について</b>		
5	<p>パートナーシップ制度の対象者は、東京都のパートナーシップ宣誓制度と同様にパートナーシップ関係にある2人となります。なお、海外で同性婚をしたパートナーシップ関係にある2人についても、既に制度を導入している都内17自治体（東京都を含む）の実態を踏まえ、当区においても制度の対象としていく考えです。</p>	無
<b>届出手続きの場所について</b>		
6	<p>パートナーシップ届出に必要な書類のほか、制度の対象となるカップルの意思を直接確認するため、2人が区に届け出る仕組みとしますが、届出の場所は、プライバシー等に配慮して個室で対応する考えです。</p>	無
<b>受理証カードの交付手数料・通称名の記載・不正利用防止について</b>		
7	<p>パートナーシップ届受理証は無料としますが、受理証カードについては、同様のカードを交付している武蔵野市の取扱いを参考に、当区における戸籍に係る各種証明書発行手数料と同額（1枚350円）を徴収する考えです。これらの受理証及び受理証カードには、希望に応じて通称名や子の氏名・生年月日を記載することができるものとします。</p> <p>なお、交付した受理証及び受理証カードが不正利用されないよう、制度利用者は対象要件を満たさなくなった際に区へ届け出るよう徹底を図っていきます。</p>	無
<b>住民票の続柄について</b>		
8	<p>住民票の続柄については、他自治体の例を参考に、パートナーシップ届受理証を交付した本人からの申出に基づいて「縁故者」と記載するよう対応します。</p>	無

「区の考え方」 該当番号	区の考え方	骨子案の 修正有無
選挙公報及び当選証書の戸籍名表示について		
9	選挙公報については、選挙長から通称使用の認定を受けた場合、戸籍名の記載は不要です。一方、当選証書については、公職選挙法により、通称名との併記は可能ですが、戸籍名の記載が必須となっています。	無
通称名の使用について		
10	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証については、厚生労働省通知（平成29年8月31日付け「被保険者証の氏名表記について」）に基づき通称名の記載が可能ですが、その他区が発行する書類等（住民票など）は法令等により通称名の使用は認められておりませんので、現時点でご指摘のような対応を図ることはできません。	無
区職員・教職員の教育・研修について		
11	区の職員及び教職員の教育・研修については、従来から性的マイノリティに関する正しい理解促進に向けた研修を行っているところですが、パートナーシップ制度の導入とその根拠規定となる条例の施行後は、人材育成担当などの関係部署と連携を図りつつ、新たに作成・実施する職員向けハンドブック及び教職員向けオンデマンド形式による研修等を活用して、より一層力を入れていく考えです。	無
相談窓口について		
12	本年4月から、新たに性を理由とする差別等に関する専門相談を実施することとしており、毎月定例的に電話又は対面による相談を受け付けていきます。その中で、苦情の申立てがあった場合は、その内容に応じて東京法務局をはじめとする専門機関や法テラス等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を図っていく考えです。	無
制度導入に伴う予算について		
13	令和5年度当初予算案においては、パートナーシップ制度の周知及びパートナーシップ届受理証の印刷などに要する経費として、約72万円を計上しているところです。	無
ヘイトスピーチ等について		
14	ヘイトスピーチや差別的な発言は、間違った知識や思い込みによってもたらされるものと認識しております。現時点で、性の多様性が尊重される取組の推進に関する区の条例に罰則を設ける考えはありませんが、制定後の同条例に基づき、性を理由とした差別等が行われないう、多様性に関する区民・事業者の理解促進に力を注いでいきます。	無
個人情報漏洩に係る区職員の逮捕について		
15	昨年11月の住民基本台帳法違反容疑による区職員の逮捕・再逮捕については、個人情報の安全かつ適正な管理に重大な責任を持つ基礎自治体として、大変重く受け止めています。そのため、この間、11月25日までに直ちに実施した再発防止対策（住基ネットの利用状況等の確認、全部署を対象とした公務員倫理・情報セキュリティ研修の実施など）に加え、庁内検討部会で取りまとめた更なる対策を速やかに実施（検討委員会報告書は、第1回区議会定例会中の区民生活委員会で報告した後、区公式ホームページ等で公表する予定）することとしているところです。こうしたことを踏まえ、骨子案に対する区民等の意見提出手続における個人情報、区において適正な取扱いを徹底しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	無